2019年9月26日

株式会社東京証券取引所 代表 取締役 社長 殿

本投資法人の執行役員である土屋 勝裕は、本投資法人の 2019 年 1 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日までの 第 26 期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に基づき設立された 投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産の保管その他の業務を一定の他の者に委託しなければ ならないこととされております。本投資法人は、三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社(以下「資 産運用会社」といいます。)に資産の運用に係る業務を委託しております。また、資産の保管に係る業務並 びに計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務業務を三井住友信託銀行株式会社 (以下「一般事務受託者」といいます。)に、それぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人 は、有限責任あずさ 監査法人です。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

資産運用会社は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、コーポレート本部が有価証券報告書の作成に必要な全ての情報をオフィス本部等から集約し、記載情報の正確性等の検証を行い、有価証券報告書の原案を作成しております。当該有価証券報告書は、かかる原案について当投資法人役員会の承認の後、提出しております。また、記載内容については、法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計に関する部分について会計監査人による監査を受けております。

- 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由
- (1) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及びその他の関係資料に記載されている事項並びに資産運用会社から定期的に報告されている事項のうち、本投資法人に係る重要な事項が、当該有価証券報告書に適正に記載されていることを確認しております。
- (2) 資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報 開示のための社内体制の整備が行われ、かつ実施されていることを確認しております。
- (3) 本投資法人の会計監査人である有限責任あずさ監査法人より、会計に関する記載内容について金融商品 取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受領しております。
- (4) 有価証券報告書の作成にあたっては、金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令に関して、本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けております。
- (5) 税務に関する記載事項についてはKPMG税理士法人による助言を受けております。
- (6) 本投資法人に関する重要な事項について、資産運用会社より本投資法人の役員会に付議又は報告されております。

以上